



兵庫県神戸市中央区港島南町 6 丁目 4 番 4 号

トーカロ株式会社

2024年4月5日

生理休暇の制度を見直し、女性の働きやすい環境へ ～名称を「F 休暇」に変更～

トーカロ株式会社(本社:兵庫県神戸市、代表取締役社長執行役員 小林和也)は、ダイバーシティ推進の一環として、4月1日より「生理休暇」を「F 休暇」に名称を変更するとともに、適用事由の範囲を拡大いたします。

【制度変更の概要】

◇名称変更:「生理休暇」から「F 休暇」に名称を変更

◇内容変更:生理日期间だけでなく、月経前症候群(PMS)での体調不良についてもF 休暇の適用範囲に追加

これまで生理日に限定していた適用事由を月経前症候群(PMS)など生理に関する体調不良に拡大します。さらに「生理休暇」という直接的な表現の名称が制度利用時の心理的な障壁となっていることから、女性を表す Female の F を用いた「F 休暇」へ変更し、女性が働きやすい環境を整えていきます。

厚生労働省の「働く女性と生理休暇について」によると、女性労働者のうち、令和2年度中に生理休暇を請求した者の割合は 0.9%で、制度があるが労働者は生理休暇を利用していないとの回答結果が公表されています(<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001150877.pdf>)。

当社は、本制度の名称を変更することで、利用申請をする際に感じる「心理的な障壁」を取り除き、取得率の向上を目指します。

トーカロでは、多様性を尊重し、異なる発想や考え方を持つ人財の誰もがイキイキと活躍できる社内風土を目指しています。特に、「女性が継続して働きがいを感じ、活躍していることが当たり前」という環境づくりを重要視し、女性の健康にも理解のある職場環境の整備に取り組んでまいります。

◇本件に関するお問い合わせ先

トーカロ株式会社

経営企画部

TEL:078-303-3433

Email: tocalo_0097@tocalo.co.jp